

国民健康保険に関する事務  
特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)  
変更箇所一覧

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<p>②事務の内容 ※</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等から国保資格に関する異動届出等を受理</li> <li>住民記録システムを使用し世帯・住所情報等取得・確認</li> <li>団体内統合宛名等システムを使用し他機関における資格情報を取得・確認</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報を入力・管理</li> </ol> </li> <li>被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報等を確認</li> <li>団体内統合宛名等システムを使用し所得情報を取得・確認</li> <li>国保健康保険システムを使用し各種証の交付判定・作成(交付)・履歴管理</li> <li>被保険者証・高齢受給者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の一斉更新</li> </ol> </li> <li>療養給付、付加給付に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報を受理</li> <li>国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報の内容を点検・審査</li> <li>診療報酬等の支払</li> <li>被保険者等から各種給付に関する申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報等を確認</li> <li>団体内統合宛名等システムを使用し他機関における給付情報を取得・確認</li> <li>各種給付の支給決定及び被保険者等への通知・支給</li> <li>国保健康保険システムを使用し給付情報を入力・管理</li> <li>医療費通知・ジェネリック差額通知</li> </ol> </li> <li>療養給付における一部減額・減免に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等から一部減額・減免の申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報等を確認</li> <li>一部減額・減免の決定及び被保険者等への通知</li> </ol> </li> <li>滞納者に対する療養給付に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等から療養給付に関する申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報等を確認</li> <li>療養給付費の充当決定及び被保険者等への通知・支給</li> </ol> </li> <li>保険料の賦課(計算)に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等から保険料の減額・減免に関する届出・申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し資格情報等取得・確認</li> <li>国保健康保険システムを使用し保険料を賦課(計算)・管理</li> <li>被保険者等へ納入通知書・納付書等を送付</li> </ol> </li> <li>保険料の徴収に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者等が保険料を納付</li> <li>国保健康保険システムを使用し収納情報を入力・管理</li> <li>被保険者等へ納付証明書交付、口座振替済通知を送付</li> <li>国保健康保険システムを使用し滞納処分情報等取得</li> <li>被保険者等へ督促状・催告書を送付</li> <li>被保険者等から徴収に関する届出・申請を受理</li> <li>国保健康保険システムを使用し滞納処分等を判定・決定</li> <li>被保険者等へ徴収に関する通知等を送付</li> </ol> </li> </ol> <p>※ 国保健康保険システムは、保険料(税)賦課システム・資格管理システム・給付システム・保険料(税)収納システム及び統合滞納管理機能を有する滞納整理システム(以下「統合滞納管理システム」という。)から構成される。</p> <p>※ 特定個人情報等の流れについては、別添1を参照</p> <p>また新宿区は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分を合算して国民健康保険料(年額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減および減免を行う。</li> <li>銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。</li> <li>世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</li> </ul> <p>番号法の別表第二第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を基に新宿区は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	<p>3</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)</li> <li>②マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映</li> <li>③滞納整理一元化に伴う連携システムを反映</li> <li>④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の改正による文言整理</li> </ol>
-----------------	---	--

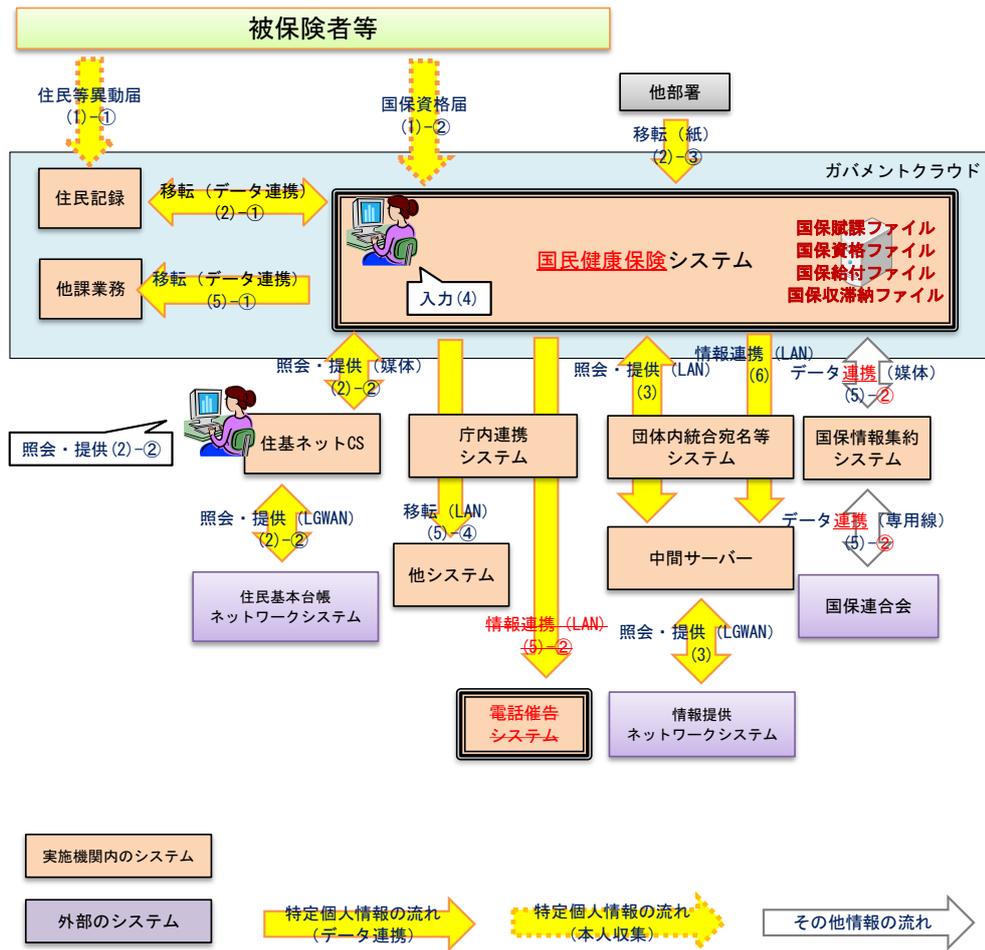
変更または追記した箇所		ページ	事由等
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、使用するシステム			
システム2			
①システムの名称	資格管理システム		
②システムの機能	<p>1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証等の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の発行まで行う。</p> <p>3. 証等発行管理 :保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行を行う。また、発行した証等の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の特別療養費の支給対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>	6	マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映
システム4			
①システムの名称	保険料(税)収納システム		
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>	8	滞納整理一元化に伴う連携システムを反映
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [O] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等      [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、電話催告システム(令和6年12月まで)、団体内統合宛名等システム、統合滞納管理システム(令和7年1月から))</p>		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>システム8</b>			
①システムの名称	電話催告システム(令和6年12月まで)	10	滞納整理一元化に伴う連携システムを終了する時期を反映
②システムの機能	1. データ連携機能 保険料(税)収納システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。 2. 電話催告業務管理機能 電話催告対象者の抽出・進捗状況を記録・管理する。		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [O] その他 (保険料(税)システム)		
<b>システム12</b>			
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	13	オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容の内容を反映。
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、<u>被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</u></p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 <u>(ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</u> (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [O] その他 (次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>システム13</b>			
①システムの名称	統合滞納管理システム(令和7年1月から)	14	滞納整理一元化に伴う連携システムを反映
②システムの機能	<p>1. 保険料(税)収納システムとのデータ連携機能 ・業務システムと収納・滞納処分等に関するデータを連携する。</p> <p>2. 国民健康保険料の滞納整理機能 ・滞納処分に関する情報を記録・管理する。</p> <p>3. 帳票出力機能 ・納付書、催告書等を入力する。</p>		
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [○] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム   [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等                            [○] 税務システム [○] その他 ( <u>団体内統合宛名等システム、保険料(税)収納システム</u> )</p>		
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>			
①事務実施上の必要性	<p>国民健康保険に関する事務の各種申請書において、個人番号が記載されるようになるため、個人番号を用いて被保険者等の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険に関する事務を適切・円滑に行う。</p> <p>また、情報提供ネットワークを使用し国や他自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者等が申請時に提出している各種証明書等を省略することで行政手続きを簡略化し、被保険者等の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>国民健康保険事務では被保険者等に対して以下の業務を実施する。関連する届出・申請書の記載や所得情報等の入手・提供において個人番号を使用することとなり、これらの業務を遂行するために必要な特定個人情報収集・管理する必要がある。</p> <p>(1) 国保賦課ファイル ・保険料の算定・通知</p> <p>(2) 国保資格ファイル ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行 (<u>令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の発行</u>) ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行 (<u>令和6年11月29日まで</u>) ・オンライン資格確認(※1)</p> <p>(3) 国保給付ファイル ・レセプト情報の取り込み ・保険給付申請受付～支払</p> <p>(4) 国保滞納ファイル ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理 ・保険料の徴収・滞納整理</p> <p>※1 &lt;オンライン資格確認&gt; オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、以下の特定個人情報保有する必要がある。</p>	14	マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>			
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項別表第一の3044の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認&gt; ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番3044 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</p>	15	<p>①番号法の改正による文言整理</p> <p>②オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の関連法令を反映。</p>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>			
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・2.3.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.158.161.164.165.166.173 (第2条の表における情報照会の根拠) ・69.70.71 (別表第二における情報提供の根拠) ・1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45</p> <p>&lt;オンライン資格確認&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	15	番号法の改正による内容整理

(別添1)事務の内容

1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務(令和7年1月以降)



17

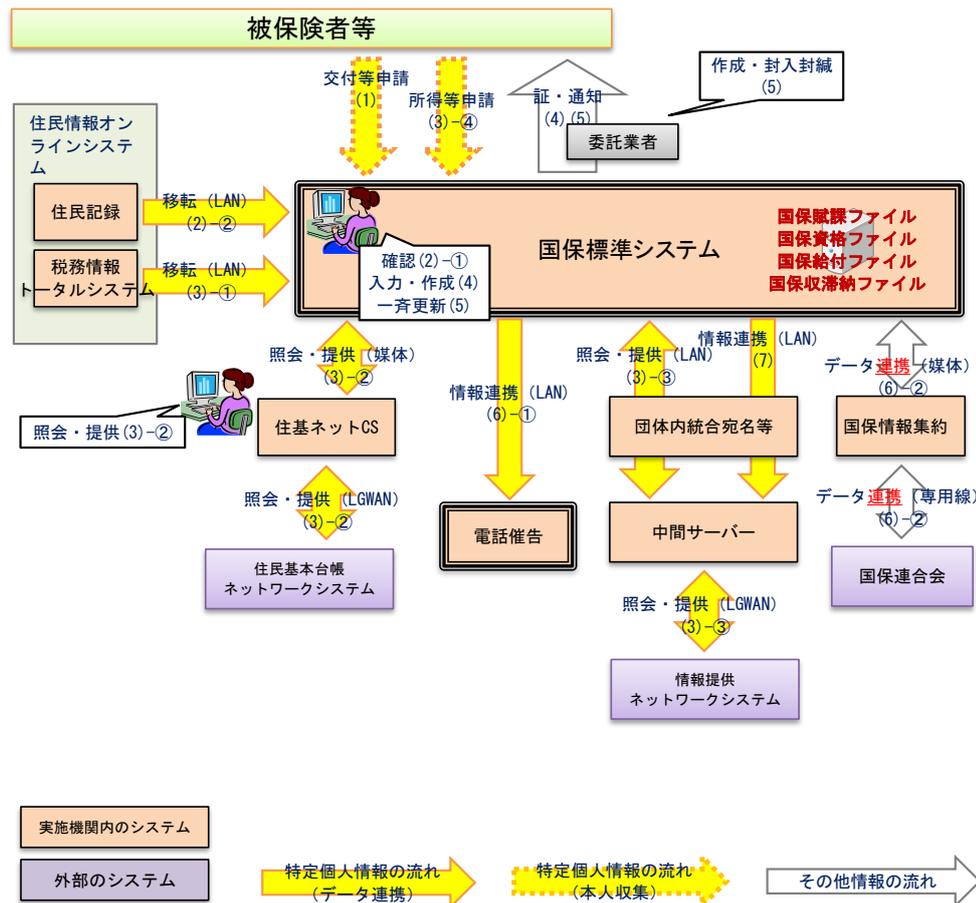
- ①業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)
- ②電話催告システムの記述を削除
- ③マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映

(備考)

- (1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動(転入・転出など)の届出を受ける。  
※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。
- (1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供(移転)を受ける。
- (3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。
- (4) 取得した情報より、国民健康保険システムで職員が国保資格情報を入力する。
- (5)-① 他課業務システムとデータ連携し、資格情報を提供(移転)する。  
※各業務システムは、順次、標準準拠システム及びガバメントクラウドへ移行するため、移行完了までは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して資格情報を提供(移転)する。
- (5)-② 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ資格情報をデータ送信する。
- (5)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。  
国保情報集約システムから還元される資格情報のデータを国民健康保険システムに取込む。  
※ 国民健康保険システムからと国保情報集約システムへはどのデータ連携は、電子記録媒体によりデータを受け渡す行  
う。
- (5)-③ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供(移転)する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。

(別添1)事務の内容

2. 被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務



(備考)

- (1) 被保険者等から被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。  
※ 国保資格取得・喪失に伴う交付申請については、資格異動の届出により申請があったものとみなす
- (2)-① 国保標準システムにより、資格・収納情報を確認する。
- (2)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報を取得(移転)し、確認する。
- (3)-① 税務情報ータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)
- (3)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (3)-③ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (3)-④ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (4) 取得した情報を職員が国保標準システムに入力する。  
各種証等の交付を判定し、職員が国保標準システムで証等を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。  
※ 原則として郵送による交付(本人確認がとれる場合に限り窓口交付も可)
- (5) 次の証について、一斉更新を処理する。(令和7年度以降については、令和7年1月以降の(別添1)事務の内容を参照)
  - 被保険者証(隔年8月)  
国保標準システムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付
  - 短期証・資格証明書(毎年8月)、高齢受給者証(毎年7月)  
国保標準システムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付
  - その他給付関連証(毎年7月)  
国保標準システムで更新通知を作成し、送付  
※ 証の作成・交付は、上記(1)~(4)と同じ
- (6)-① 国保標準システムから電話催告システムへ被保険者証の資格等情報をデータ送信する。
- (6)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者証の資格等情報をデータ送信する。  
国保情報集約システムから還元される資格等情報のデータを国保標準システムに取込む。  
※ 国保標準システムからと国保情報集約システムへはどのデータ連携は、電子記録媒体によりデータを受け渡す行う。
- (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証の資格等情報を登録する。

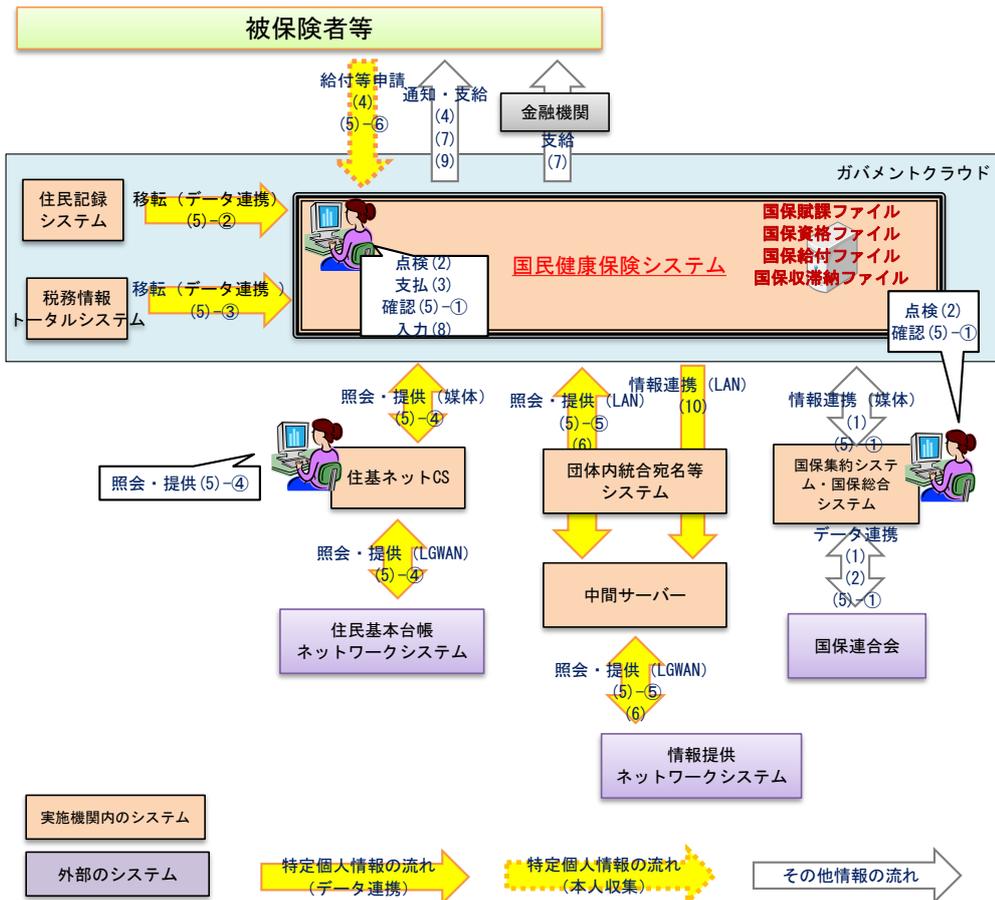
18

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務の変更内容を反映



(別添1)事務の内容

3. 療養給付、付加給付に関する事務(令和7年1月以降)



21

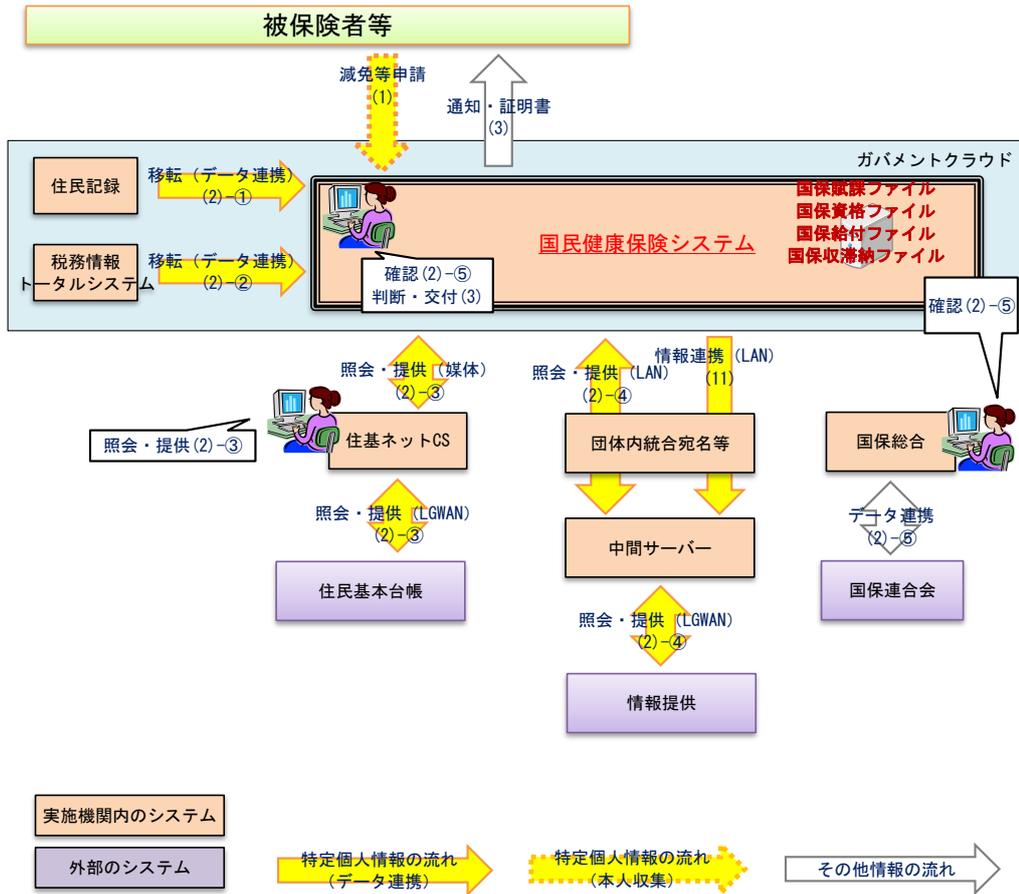
業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)

(備考)

- (1) 国保総合システムを経由し、国保連合会から審査後の診療報酬明細(レセプト)データを受け取る。  
※ 国保総合システムから国保標準システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (2) **国民健康保険システム**及び国保総合システムにより、診療報酬明細(レセプト)を点検・審査する。
- (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。  
※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる
- (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。  
※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に**国民健康保険システム**で作成した勧奨通知を送付
- (5)-① **国民健康保険システム**、国保情報集約システム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。
- (5)-② 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
- (5)-③ 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)  
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
- (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。
- (7) 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。  
※ 原則として口座振替による支給
- (8) **国民健康保険システム**で職員が給付情報を入力する。
- (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。  
※ 医療費通知は、国保総合システムで作成  
※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成
- (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。

(別添1)事務の内容

4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務(令和7年1月以降)



23

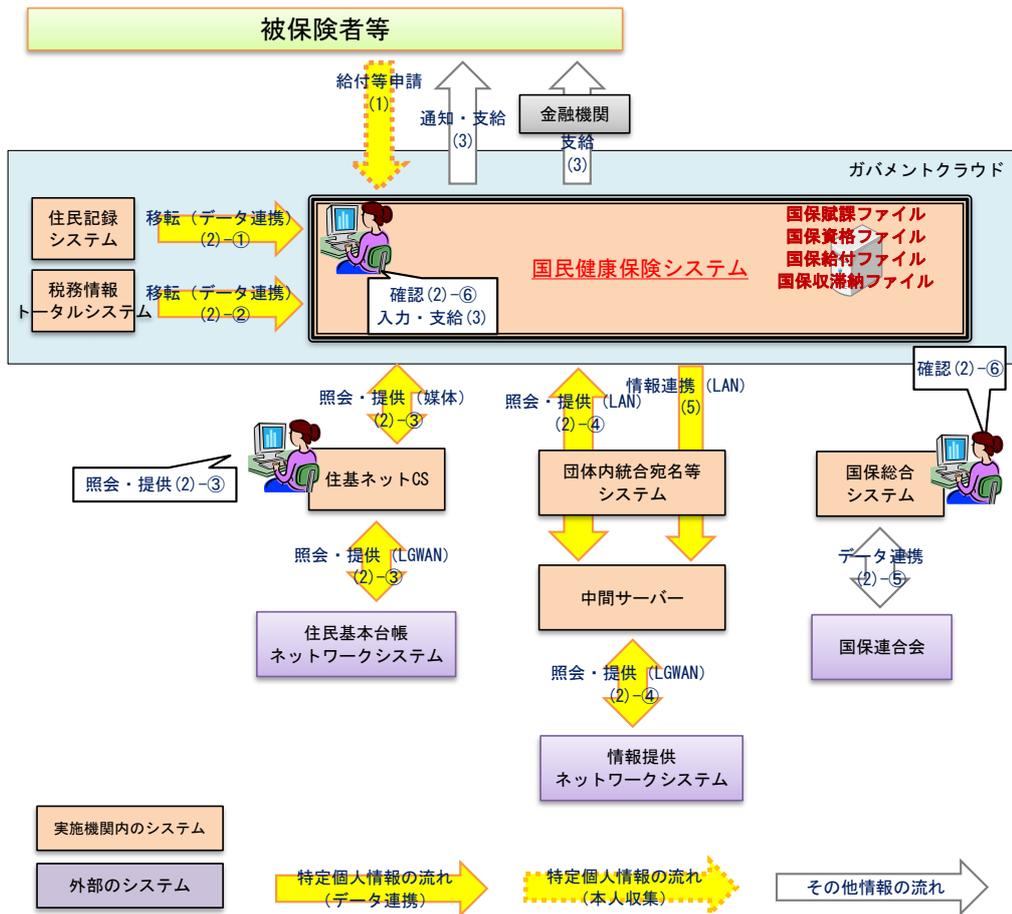
業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)

(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する一部減額・減免の申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)  
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国民健康保険システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より承認・不承認を判断し、被保険者等に通知・証明書を交付する。

(別添1)事務の内容

5. 滞納者に対する療養給付に関する事務(令和7年1月以降)



25

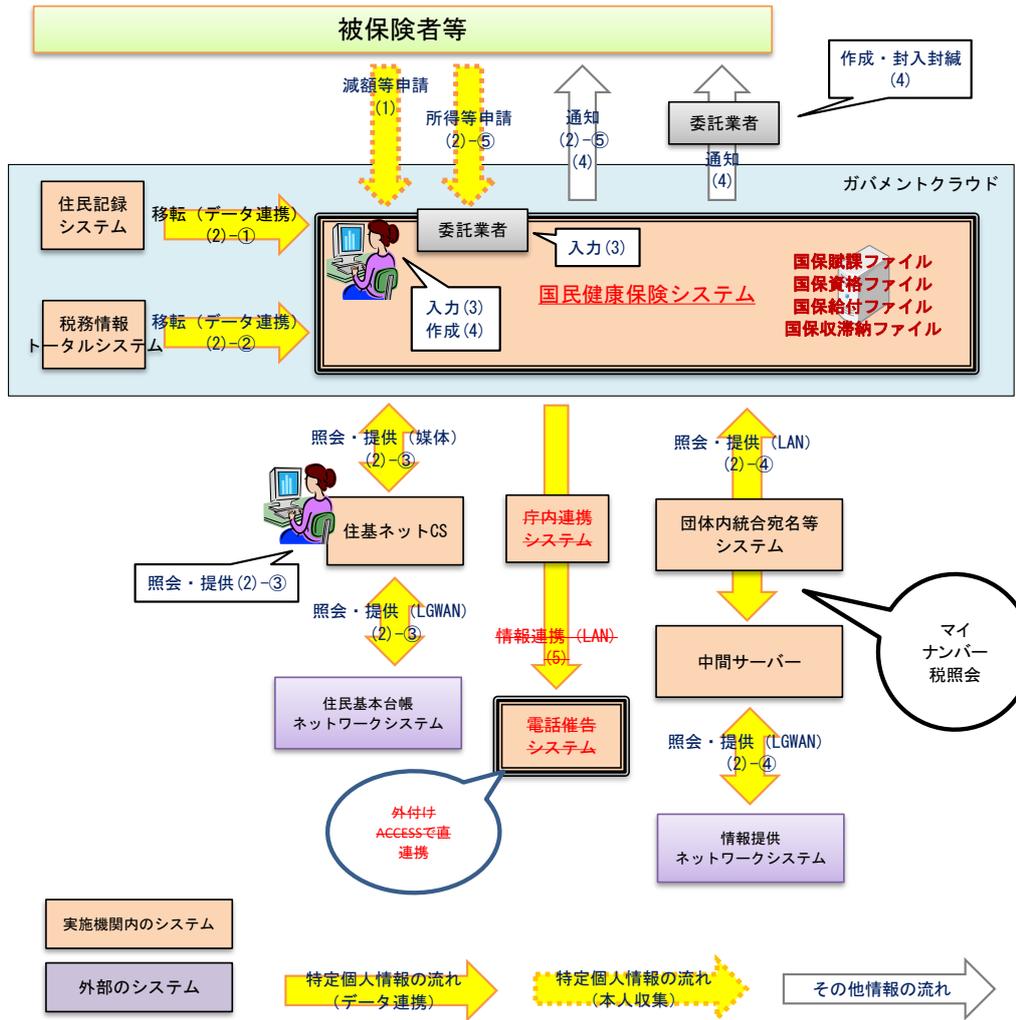
業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)

(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)する。
- (2)-② 税務情報ータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)  
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国民健康保険システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より国民健康保険システムで職員が給付情報を入力する。
- (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。  
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
- (5) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

(別添1)事務の内容

6. 保険料の賦課(計算)に関する事務(令和7年1月以降)



27

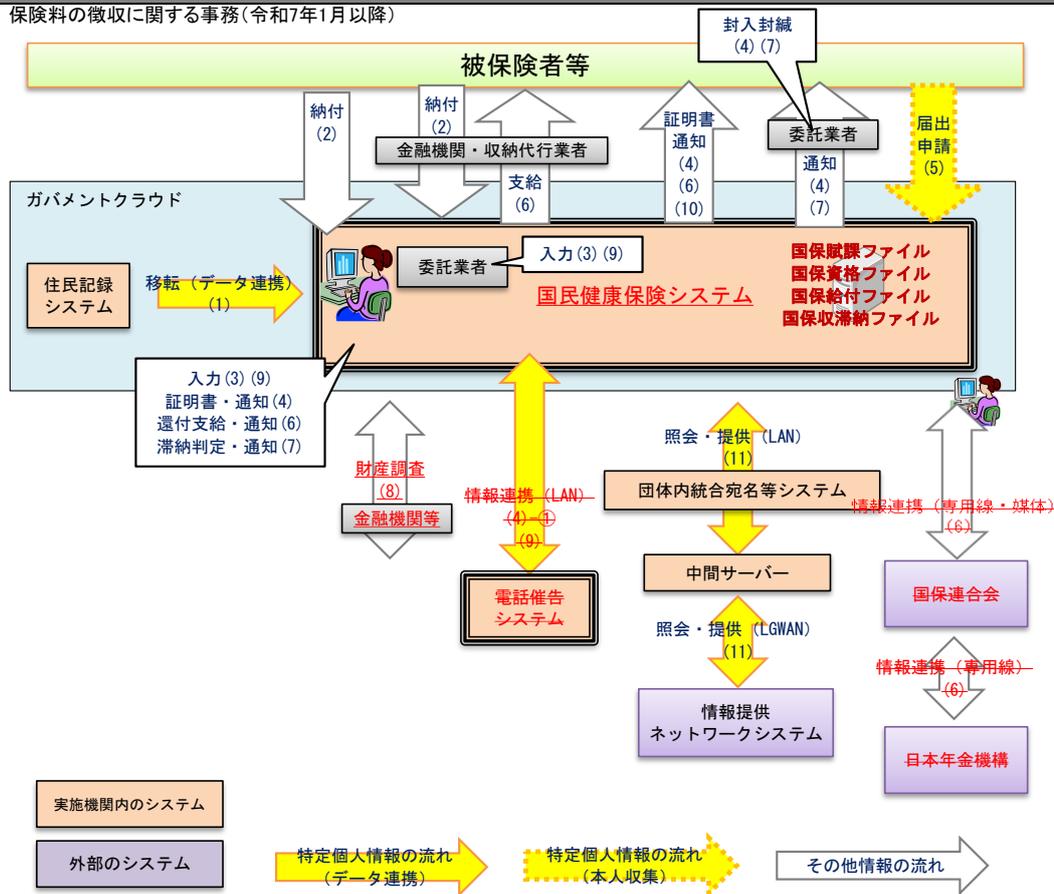
①業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)  
②電話催告システムの記述を削除

(備考)

- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。  
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得(移転)し、確認する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得(移転)する。(新宿区に税務情報がある場合のみ)  
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得(移転)する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。  
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。  
※ 所得情報不明者に対しては、**国民健康保険システム**で作成した勧奨通知を送付  
取得した情報を**国民健康保険システム**に入力し、保険料(減額・減免判定含む)を計算する。
- (3) ※ 通常時は職員が入力し、当初算定(毎年6月)に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。  
※ **国民健康保険システム**で納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘  
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付
- (5) **市内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ賦課情報をデータ送信する。**

(別添1)事務の内容

7. 保険料の徴収に関する事務(令和7年1月以降)



(備考)

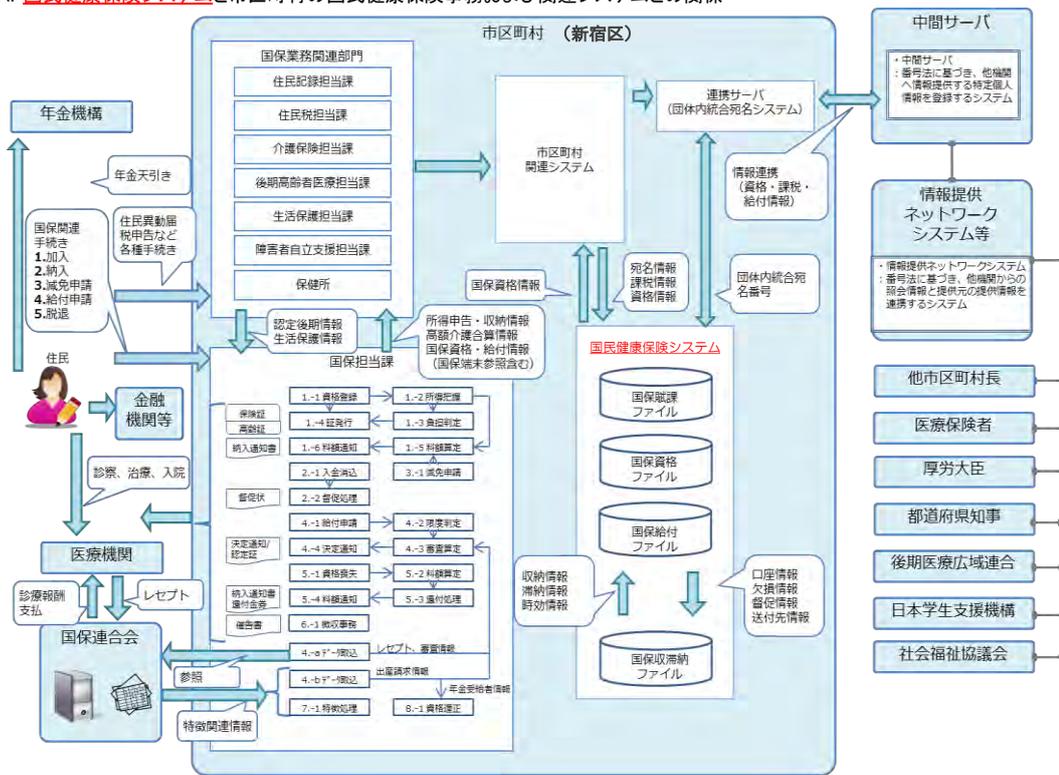
- (1) 住民記録システムとデータ連携し、住所情報等を取得(移転)する。
- (2) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
  - 区役所(医療保険年金課・特別出張所)窓口での納付書納付
  - 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・モバイルクレジット・電子マネーでの納付書納付
  - Pay-easy納付
  - 口座振替納付
  - 年金特別徴収
- (3) 収納情報を国民健康保険システムに職員又は委託業者が収納情報を登録(入力)・管理する。  
 ※ 過誤納金が発生した場合、被保険者等へ還付・充当通知を送付
- (4) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替通知又は還付・充当通知を送付する。  
 ※ 納付証明書は、被保険者等からの申し出により、納付証明書を国民健康保険システムで作成  
 ※ 国保標準システムで口座振替済通知を国民健康保険システムで作成し、委託業者が封入封緘  
 ※ 過誤納金が発生した場合、還付・充当通知を国保標準システムで作成し、委託業者が封入封緘
- (4)① 国保標準システムにて、電話催告システムから催告情報を取得する。
- (4)② 住民記録システムとデータ連携し、住所情報等を取得(移転)する。
- (5) 取得した情報より滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。  
 ※ 国保標準システムで督促状・催告書を作成し、委託業者が封入封緘
- (5) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
- (6) 申請に基づき過誤納金を還付する。  
 ※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給  
 ※ 年金特別徴収については、日本年金機構から対象者データを受け取る  
 ⇒ 国保連合会を経由し専用線で接続された専用端末で受け取る  
 ⇒ 専用端末と国保標準システム間は、電子記録媒体でデータ受渡し
- (7) 滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。  
 ※ 督促状・催告書を国民健康保険システムで作成し、委託業者が封入封緘  
 取得した情報を国保標準システムに職員が入力する。  
 国保標準システムにより、還付・徴収方法・処分を判定・決定する。
- (8) 被保険者等に還付通知・処分通知等を送付する。  
 ※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (9) 庁内連携システムを経由し、国保標準システムから電話催告システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。
- (8) 納付意思がない被保険者に対して、財産調査を行う。
- (9) 滞納情報・財産調査結果を国民健康保険システムに入力し、滞納処分を行う。
- (10) 処分通知等を送付する。
- (11) 保険料徴収に関する事務に必要な情報を中間サーバーを介して情報照会する。  
 国保関係情報を団体内統合宛名等システムを経由して中間サーバーへ提供する。

29

- ①業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)
- ②電話催告システムの記述を削除
- ③事務の記載内容の整理

(別添1) 事務の内容

A. 国民健康保険システムと市区町村の国民健康保険事務および関連システムとの関係



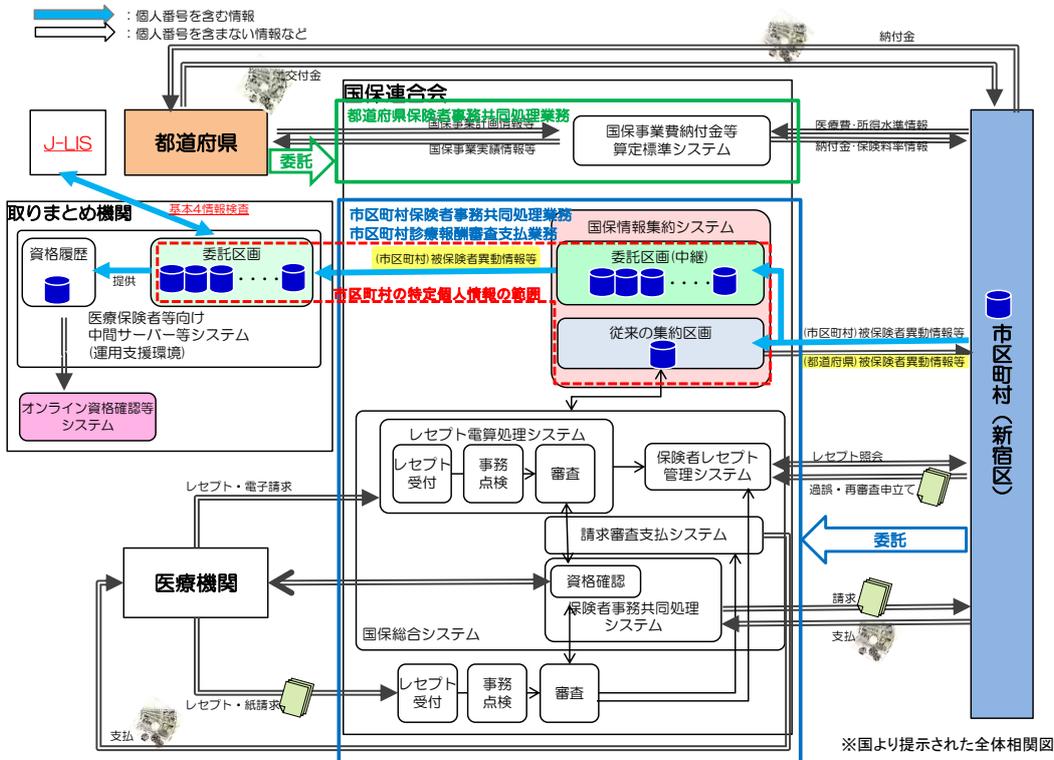
(備考)

1. 資格取得  
住民からの異動届を基に国保資格取得入力を行う。届出の内容に応じて被保険者証・高齢受給者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、保険料額(および期割納付書)の通知を区民に対して行う。処理に際して前保険の資格喪失日、前住所地での特定同一世帯情報、他市区町村での課税・収入・所得情報、雇用保険受給情報が必要になる場合、他市区町村、医療保険者、厚生大臣から提供を受ける。(情報連携機能使用予定)
2. 納入  
住民から納入された保険料の消込み処理を行う。納期限を一定期間過ぎても納入がない場合は督促状を送付する。
3. 減免申請  
保険料の減免相談を受け付ける。減免を承認した場合は減額更正通知を行う。
4. 給付申請  
住民からの各種給付申請を基に審査決裁を行う。申請内容に応じて認定証の交付や給付支払決定の通知、支払を行う。処理に際して、他市区町村での住民票情報、課税・所得情報や他の医療保険(介護保険含む)の保険給付情報が必要になる場合は他市区町村・医療保険者から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)また、国保連合会よりレセプトデータや各種審査情報の提供を受ける。
5. 資格喪失  
住民からの異動届を基に国保資格喪失入力を行う。処理結果として保険料の減額更正通知や必要に応じて還付金の通知も行う。処理に際して、転出確定日が必要になる場合、転出先市区町村から提供を受ける。(情報連携機能を使用予定)
6. 徴収事務  
国保料滞納者に対して、催告等の徴収事務を行う。
7. 特徴処理  
保険料の特別徴収開始判定に伴い、国保連合会より年金情報、介護保険課から介護賦課情報の提供を受ける。また、特別徴収開始後、国保連合会からは年金天引きの結果やその他処理結果情報の提供を受ける。本区からは特別徴収の開始・中止・変更の各種依頼情報を国保連合会に提供する。
8. 資格適正(および退職振替)  
当区国保と他の社会保険の2重加入被保険者の調査を行う。その際、年金システムより1号被保険者情報の移転を受ける。また、退職医療制度該当者の調査も行う。調査に際して、国保連合会より年金受給権者情報の提供を受ける。

30

- ①業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)
- ②マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映

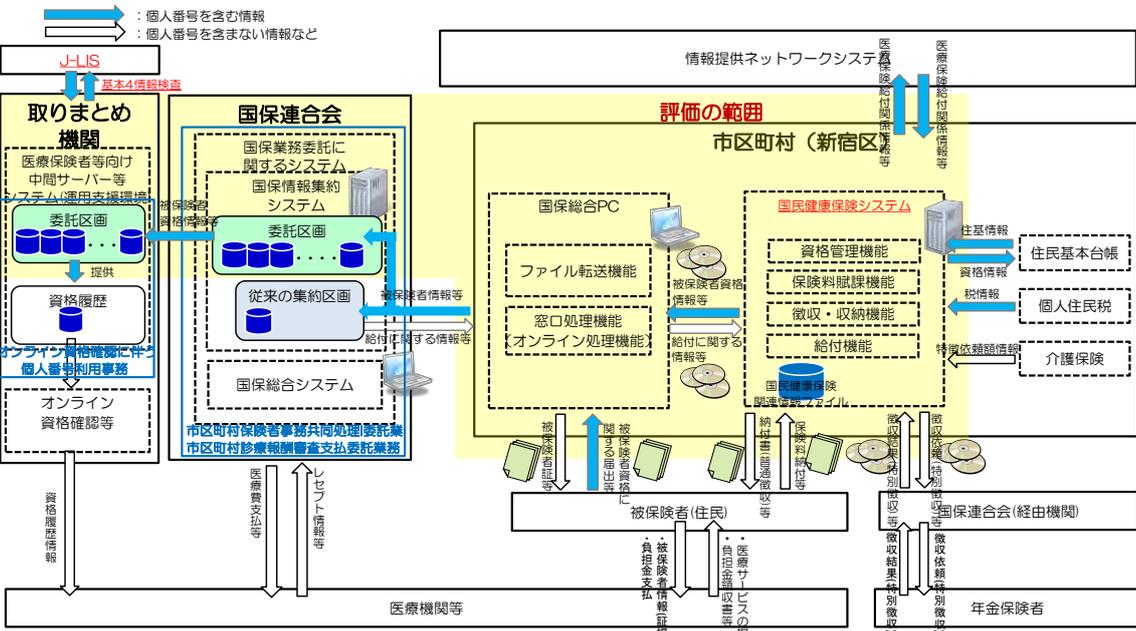
B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係



31

オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務に係る機関名等を反映。

C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係



32

オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務に係る機関名等を反映。

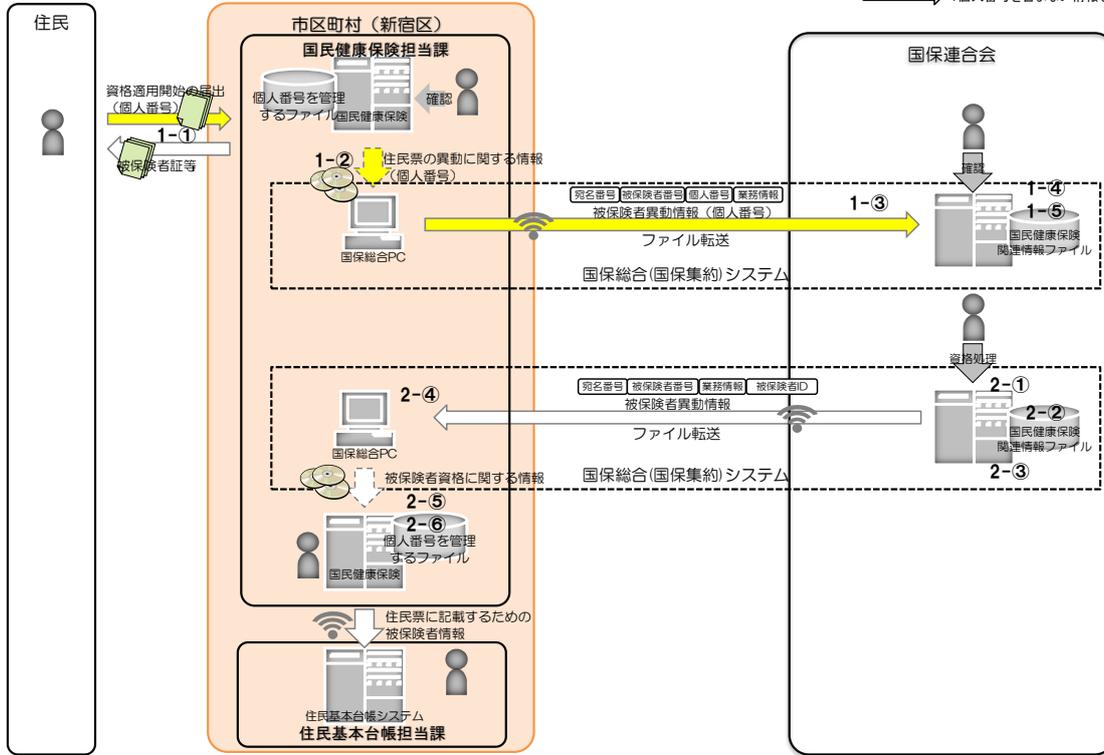
(備考)

- 市区町村保険者事務共同処理業務
  - 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要がある。これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
    - なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
  - 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
  - オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合（国保集約）システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。
- 都道府県保険者事務共同処理業務
  - 都道府県が、国民健康保険の保険給付費（歳出）および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
  - なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。
- 市区町村診療報酬審査支払業務
  - 保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
  - なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。
- オンライン資格確認
  - 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
    - オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
  - 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
    - オンライン資格確認のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

32

1. 資格継続業務

→ : 個人番号を含む情報  
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村(新宿区)であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村(新宿区)で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村(新宿区)は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村(新宿区)が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村(新宿区)では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、**国民健康保険システム**に当該情報を登録する。  
住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②**国民健康保険システム**から、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村(新宿区)の国保総合PCに移入する。  
自動連携用PCを設置・使用する場合は、作成した被保険者異動情報を、市区町村国保システムから当該PCに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
- 1-③市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村(新宿区)から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でこれらの被保険者IDと関係性が管理される。

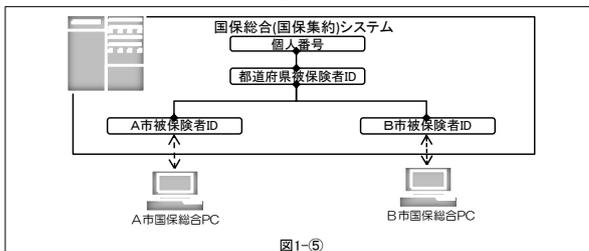


図1-5

(2)被保険者情報の受信

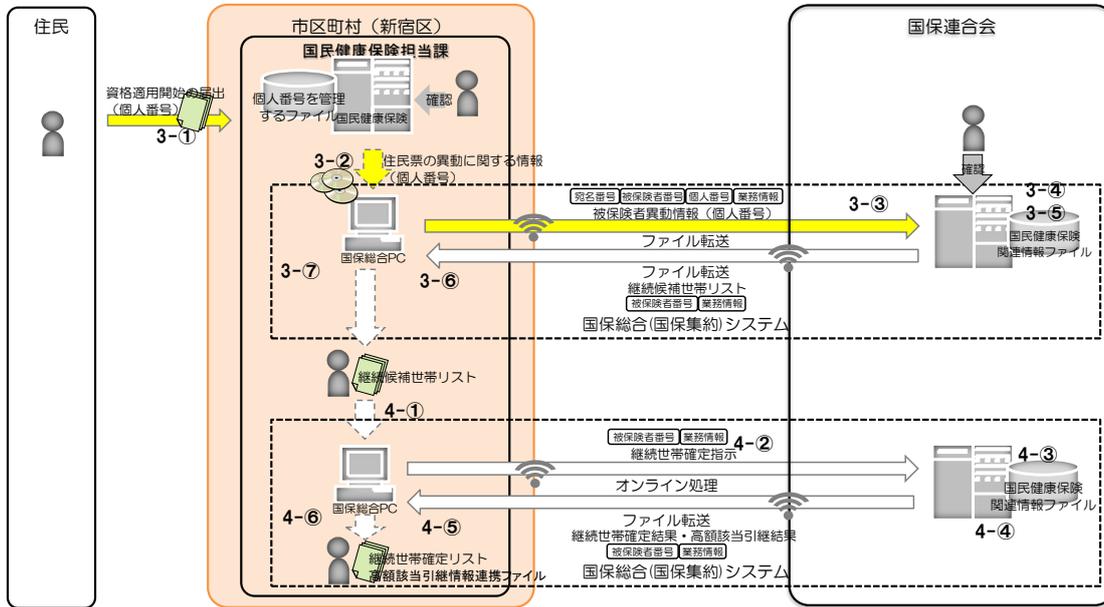
- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC(又は自動連携用PC)に、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。  
自動連携用PCを設置・使用する場合は、当該PCに配信された被保険者情報を、**国民健康保険システム**に自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
- 2-⑥**国民健康保険システム**では、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。  
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

33

業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに名称変更)

2. 高額該当の引き継ぎ業務

→ : 個人番号を含む情報  
→ : 個人番号を含まない情報など



34

業務システムの表記方法の整理(国保標準システムを国民健康保険システムに変更)

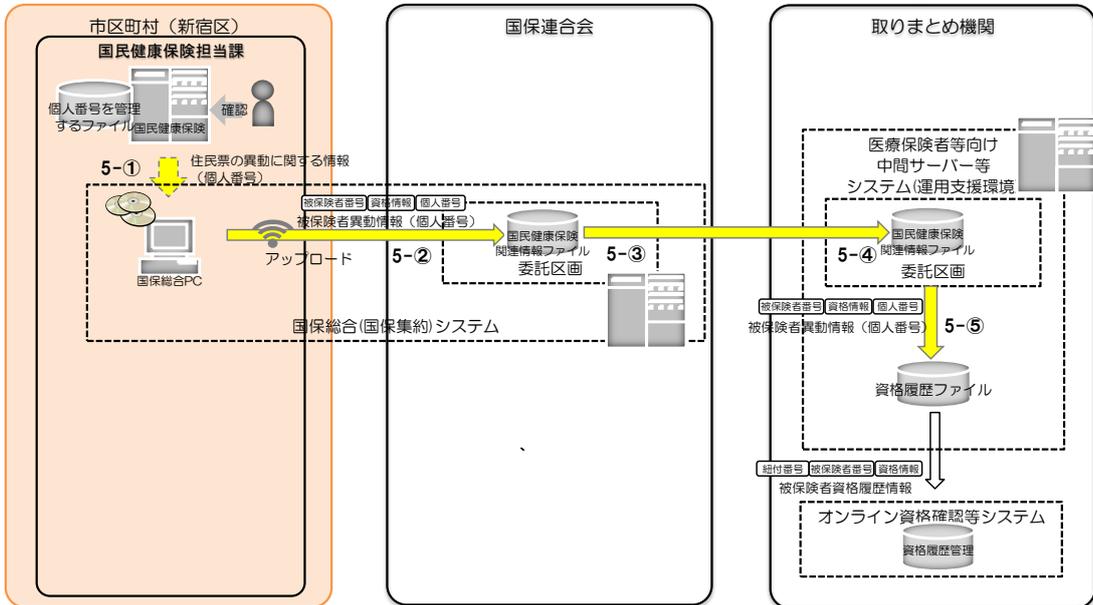
(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
  - ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
  - ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。
- (3) 継続候補世帯の抽出
- 3-1) 区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
  - 3-2) 国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
  - 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村(新宿区)の国保総合PCに移入する。
  - 自動連携用PCを設置・使用する場合、作成した被保険者異動情報を、国民健康保険システムから当該PCに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
  - 3-3) 市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
  - 3-4) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
  - 3-5) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
  - 3-6) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村(新宿区)の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
  - 3-7) 市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。
- (4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ
- 4-1) 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村(新宿区)の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
  - 4-2) 市区町村(新宿区)の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
  - 4-3) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
  - また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
  - 4-4) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
  - 4-5) 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)に、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
  - 4-6) 市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
  - また、市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

黄色い矢印: 個人番号を含む情報  
黒い矢印: 個人番号を含まない情報など



業務システムの表記方法の整理 (国保標準システムを国民健康保険システムに変更)

(備考)

3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村(新宿区)において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

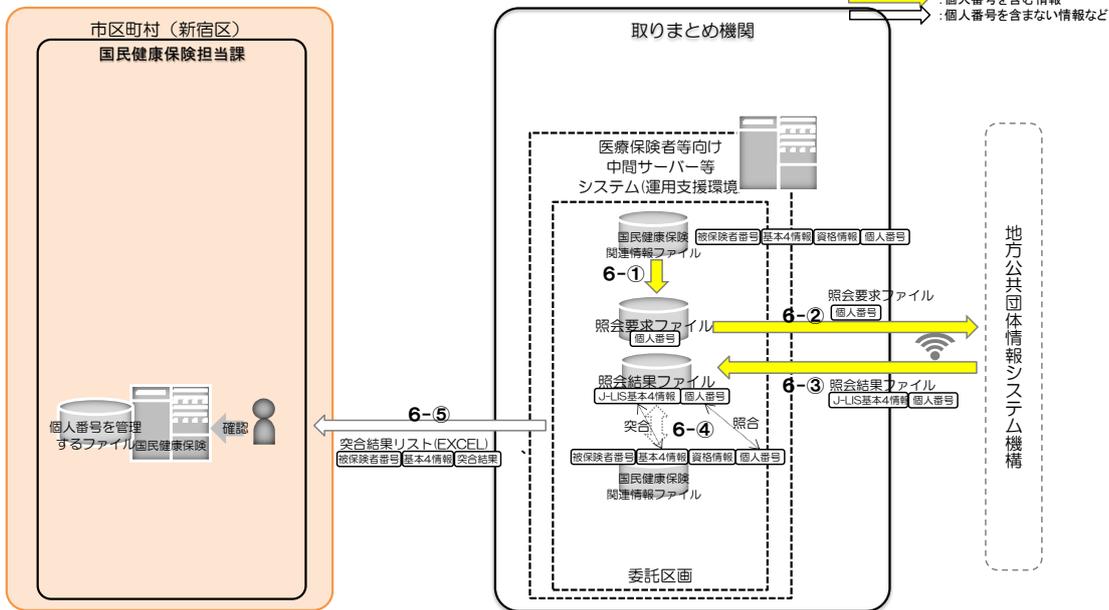
(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村(新宿区)の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村(新宿区)から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)



36

オンライン資格確認の取りまとめの実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容等を反映。

(備考)

4. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

- ・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。
- ・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市区町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

- 6-①市区町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けた取りまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。
- 6-②取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- 6-③取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報)+個人番号)を取得(受信)する。
- 6-④取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を市区町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。
- 6-⑤取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を市区町村へ通知する。  
(通知された突合結果をもとに、市区町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 国保賦課ファイル	37	-	
3. 特定個人情報の入手・使用			
⑤ 本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号別表第二に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	38	番号法の改正による内容整理
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 21 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 8 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	40	提供件数の変更 26件から21件へ
提供先1	厚生労働大臣	-	番号法の改正による内容整理
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の4の項		
② 提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務		
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	40	番号法の改正による内容整理
提供先1	都道府県知事		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項		
② 提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	41	番号法の改正による内容整理
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
提供先2	全国健康保険協会		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2の項	41	番号法の改正による内容整理
② 提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
提供先3	健康保険組合	41	番号法の改正による内容整理
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3の項		
② 提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	-	番号法の改正による内容整理
提供先4	厚生労働大臣		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の4の項		
② 提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	42	番号法の改正による内容整理
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
提供先4	都道府県知事又は市町村長		
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項	42	番号法の改正による内容整理
② 提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③ 提供する情報	被保険者等の資格・給付情報		
提供先5	全国健康保険協会	42	番号法の改正による内容整理
① 法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の58の項		
② 提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
③ 提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先6</b>	都道府県知事等	42	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2642の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先7</b>	市区町村長	43	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2748の項		
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	社会福祉協議会	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	都道府県知事	43	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項		
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
<b>提供先9</b>	日本私立学校振興・共済事業団	43	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3356の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先10</b>	国家公務員共済組合	44	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3965の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先11</b>	市区町村長	44	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先12</b>	国民健康保険組合	44	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先13</b>	地方公務員共済組合	45	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の5883の項		
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先14</b>	市区町村長	45	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の6287の項		
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先15</b>	後期高齢者医療広域連合	45	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の89115の項		
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先16</b>	都道府県知事等	46	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の87125の項		
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先17</b>	市区町村長	46	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の93131の項		
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号—別表第二の46の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先18</b>	都道府県知事	46	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先19</b>	共済組合等	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号—別表第二の46の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先19</b>	保健所を設置する市の長	47	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先20</b>	都道府県知事等	47	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2238の項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先21</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号—別表第二の88の項		
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先21</b>	独立行政法人日本学生支援機構	111	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項		
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>移転先1</b>	税務課	47	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+624の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先2</b>	高齢者医療担当課	48	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4161の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先3</b>	高齢者医療担当課	48	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68100の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先4</b>	生活福祉課・保護担当課	48	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の+523に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+523の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先6</b>	高齢者医療担当課	49	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先7</b>	介護保険課	49	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先8</b>	障害者福祉課	50	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 国保資格ファイル	52	—
3. 特定個人情報の入手・使用		
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号「別表第二」に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	①番号法の改正による内容整理 ②マイナンバーカードと健康保険証の一体化による事務変更内容を反映
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため</li> <li>・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証など各証等の発行を行うため</li> <li>・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため</li> <li>・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため</li> <li>・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため</li> <li>・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため</li> </ul>	
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する</li> <li>・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行に使用する</li> <li>・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する</li> <li>・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する</li> <li>・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する</li> <li>・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する</li> </ul>	
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証(令和6年12月2日以降は資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する</li> </ul>	
情報の統計分析 ※	・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	国保資格の得喪 被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))、短期証(令和6年11月29日まで)、資格証(令和6年11月29日まで)、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)の交付	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託事項4	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	
①委託内容	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>委託事項5</b>	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	58	オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容を反映。
①委託内容	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会等を行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険料に滞納がある納税義務者及び特別徴収義務者		
その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、国民健康保険料の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。		
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (システム直接操作 )		
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 8 ) 件 [ ] 行っていない	61	提供件数の変更 27件から26件へ
<b>提供先1</b>	<b>厚生労働大臣</b>	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の1の項		
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先1</b>	<b>都道府県知事等</b>	61	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項		
②提供先における用途	[生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について](昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
<b>提供先2</b>	<b>全国健康保険協会</b>	62	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先3</b>	<b>健康保険組合</b>	62	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の4の項		
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先4</b>	都道府県知事	63	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項		
②提供先における用途	[特定感染症検査等事業について](平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	63	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の56の項		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先6</b>	都道府県知事等	64	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2642の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先7</b>	市区町村長	64	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2748の項		
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	社会福祉協議会	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の30の項		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	都道府県知事	65	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項		
②提供先における用途	[感染症対策特別促進事業について](平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先9</b>	日本私立学校振興・共済事業団	65	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3356の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先10</b>	国家公務員共済組合	66	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3965の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先11</b>	市区町村長	66	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先12</b>	国民健康保険組合	67	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先13</b>	地方公務員共済組合	67	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の5983の項		
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先14</b>	市区町村長	68	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第三の6287の項		
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先15</b>	後期高齢者医療広域連合	68	提供先15から14へ繰り下げ
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の89115の項		
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先16</b>	都道府県知事等	69	提供先16から15へ繰り下げ
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の87125の項		
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先17</b>	市区町村長	69	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の93131の項		
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先18</b>	都道府県知事	70	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項		
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先19</b>	共済組合等	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号—別表第二の46の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先19</b>	都道府県知事	70	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項		
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報		
<b>提供先20</b>	市区町村長	71	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の1727の項		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先21</b>	都道府県知事等	111	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2238の項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先22</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号—別表第二の88の項		
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先22</b>	都道府県知事	112	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先23</b>	保健所を設置する市の長	112	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の97137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先24</b>	独立行政法人日本学生支援機構	113	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の106141の項		
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の賞与に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先25</b>	都道府県知事	113	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の120158の項		
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
<b>提供先26</b>	都道府県知事又は市町村長	114	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の109145の項		
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>移転先1</b>	税務課	71	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	個人住民税の課税・取滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+624の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先2</b>	高齢者医療担当課	72	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4461の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先3</b>	高齢者医療担当課	72	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68100の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先4</b>	生活福祉課・保護担当課	73	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の4523に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+523の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先6</b>	高齢者医療担当課	74	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先7</b>	介護保険課	74	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先8</b>	障害者福祉課	74	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名					
(3) 国保給付ファイル			76	—	
3. 特定個人情報の入手・使用					
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号別表第二に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。		77	番号法の改正による内容整理	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託事項3		被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務			
①委託内容		被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同じ			
その妥当性		被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある			
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの参照)			
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。			
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 30 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 8 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		84	提供件数の変更 32件から30件へ
提供先1		厚生労働大臣			
①法令上の根拠		番号法第19条第8号別表第二の4の項			
②提供先における用途		健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務			
③提供する情報		医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)			
提供先1		都道府県知事等			
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項			
②提供先における用途		「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務			
③提供する情報		医療保険給付関係情報			
				84	番号法の改正による内容整理

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先2</b>	全国健康保険協会	84	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先3</b>	健康保険組合	85	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の4の項		
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先4</b>	都道府県知事	85	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項		
②提供先における用途	[特定感染症検査等事業について](平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	86	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の56の項		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先6</b>	都道府県知事等	86	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2642の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先7</b>	市区町村長	87	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2748の項		
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	社会福祉協議会	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の30の項		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先8</b>	都道府県知事	87	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項		
②提供先における用途	[感染症対策特別促進事業について](平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先9</b>	日本私立学校振興・共済事業団	88	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3356</b> の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先10</b>	国家公務員共済組合	88	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の3965</b> の項		
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先11</b>	市区町村長	89	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269</b> の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先12</b>	国民健康保険組合	89	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の4269</b> の項		
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先13</b>	地方公務員共済組合	90	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の5883</b> の項		
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先14</b>	市区町村長	90	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の6287</b> の項		
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先15</b>	後期高齢者医療広域連合	91	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の89115</b> の項		
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先16</b>	都道府県知事等	91	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の87125</b> の項		
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先17</b>	市区町村長	92	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の93131</b> の項		
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先18</b>	市区町村長	92	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の1727</b> の項		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先19</b>	都道府県知事等	93	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の2238の項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先20</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の88の項		
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先20</b>	都道府県知事	93	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項		
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先21</b>	市区町村長	—	重複した記載となっていたため削除
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の17の項		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先21</b>	都道府県知事	114	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項		
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務		
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>提供先22</b>	都道府県知事	—	重複した記載となっていたため削除
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の22の項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務		
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先22</b>	都道府県知事	115	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の97137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先23</b>	厚生労働大臣	—	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の88の項		
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先23</b>	保健所を設置する市の長	115	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の97137の項		
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>提供先24</b>	独立行政法人日本学生支援機構	116	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の106141</b> の項		
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報		
<b>提供先25</b>	都道府県知事	116	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の120158</b> の項		
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		
<b>提供先26</b>	都道府県知事又は市町村長	117	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の109145</b> の項		
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>提供先27</b>	都道府県知事	117	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の913</b> の項		
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
<b>提供先28</b>	市町村長	118	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の1216</b> の項		
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		
<b>提供先29</b>	都道府県知事	118	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の1519</b> の項		
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		
<b>提供先30</b>	厚生労働大臣	119	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に <b>基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二の78111</b> の項		
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<b>移転先1</b>	税務課	94	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	個人住民税の課税・取滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+624の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先2</b>	高齢者医療担当課	94	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4461の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先3</b>	高齢者医療担当課	95	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68100の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先4</b>	生活福祉課・保護担当課	95	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の4523に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の+523の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先6</b>	高齢者医療担当課	96	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先7</b>	介護保険課	97	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先8</b>	障害者福祉課	97	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [○] 移転を行っている ( 8 ) 件 [ ] 行っていない	106	—
<b>移転先1</b>	税務課	106	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4624の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先2</b>	高齢者医療担当課	106	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4161の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先3</b>	高齢者医療担当課	107	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68100の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先4</b>	生活福祉課・保護担当課	107	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の4523に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の4523の項)		
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
<b>移転先6</b>	高齢者医療担当課	108	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の5985に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先7</b>	介護保険課	109	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		
<b>移転先8</b>	障害者福祉課	109	番号法の改正による内容整理
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報		

**Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策** ※(7. リスク1⑨を除く。)

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<国民健康保険システムにおける措置>  
 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。  
 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。  
 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。  
 <団体内統合宛名システムにおける措置>  
 ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。  
 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。  
 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。  
 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>  
 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  
 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。  
 (※2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表第二および同法第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。  
 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。  
 <中間サーバの運用における措置>  
 ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。

146

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による文言整理